

皆さんのアイデアを市政に！

# 市長への手紙

## わたしの提言

「市長への手紙」は、日ごろ市民の皆さんが市政について考えていること、気がついたことなどをお寄せいただき、いつでも市政に参加していただくというものです。

ご意見・ご提言をお寄せください

専用はがき(送料無料)

市役所、各地区まちづくりセンターや図書館など、市内各公共施設にあります。



市ウェブサイト

「くらしと市政」ページ内の「お役立ち情報」にある「市長への手紙」をクリックすると、専用フォームから送信できます。

Eメール

kouhou@div.city.fuji.shizuoka.jp

FAX

(51) 1456

問い合わせ／シテイプローモーション課

(55) 2736 (51) 1456



通常のはがき、封書で郵送

〒417-8601 富士市役所

「市長への手紙」宛て

※専用はがき、市ウェブサイト以外で提言する場合は、「市長への手紙」と明記してください。

お願い

1通につき1件のご提言をお書きください。

個人的な中傷は、ご遠慮ください。

回答が必要な場合、「回答を希望する」ことを明記してください。

市の業務以外の内容については、原則、回答できませんのでご了承ください。

回答をする場合、市長の了承を得た後、担当部署から文書・Eメールなどで回答します。住所、氏名、電話番号を明記してください。

※個人情報はいただいたご意見とともに担当部署に伝えますが、連絡手段や統計処理以外には使用しません。また外部に漏れることもありません。

「狭あい道路拡幅整備事業」

## みんなの力で安全で快適なまちづくり

狭い道路は救急車や消防車が入りにくく、住環境や防災上の問題を抱えています。安全で快適なまちづくりのために、皆さんのご協力をお願いします。

狭あい道路拡幅整備事業とは

狭あい道路とは、一般の通行に使用されていて、建物が立ち並んでいる幅1・8メートル以上4メートル未満の道路のことです。

この事業は、道路の幅を4メートル以上確保できるように、狭い道路に面した敷地を持つている人に、門や塀などを移設していただき、それによって生じた土地(後退用地)を市が整備し、道路の幅を広げていくものです。

■事業の実績(平成16年10月1日～平成29年12月末現在)

事前協議件数/2275件

拡幅整備した道路/約32キロメートル

★市内には、幅が4メートルに満たない狭い道路がまだ多くあります。



こんなときに事業を行います

▼狭あい道路に接する敷地で、建物の新築や増改築をする場合  
建築確認申請を提出する前に、建築主と市が、拡幅整備の方法や用地の管理方法・助成内容について事前協議を行います。

▼狭あい道路に接する敷地の地権者が、建物の新築や増改築の予定がなくても道路拡幅を希望する場合  
道路を拡幅する前に、地権者と市が事前協議を行います。

▼狭あい道路の連続した区間(交差点から交差点まで)を一体的に拡幅整備することに地域の皆さんの協力が得られた場合  
地権者代表と市が事前協議を行います。

■拡幅整備への助成をします

後退用地を市に寄附していただく場合には、後退用地内にある門や塀などを取り除く費用や、新設費用の一部を助成します。

問い合わせ／建築指導課

(55) 2003  
(53) 2773